

船橋市介護職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護サービス事業者が新規に雇用した介護職員の宿舍借り上げに要する費用の一部を補助することにより、介護サービス事業者の費用負担の軽減及び介護職員の働きやすい環境を整備し、もって本市における介護職員の就業促進及び介護サービスの安定的な供給に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業者 次に掲げるいずれかの事業を行う指定介護サービス事業所であって市内に所在するもの（以下「介護サービス事業所」という。）を運営する者をいう。

ア 訪問介護

イ 訪問入浴介護

ウ 通所介護

エ 通所リハビリテーション

オ 短期入所生活介護

カ 短期入所療養介護

キ 特定施設入居者生活介護

ク 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ケ 夜間対応型訪問介護

コ 地域密着型通所介護

サ 認知症対応型通所介護

シ 小規模多機能型居宅介護

ス 認知症対応型共同生活介護

セ 地域密着型特定施設入居者生活介護

ソ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

タ 看護小規模多機能型居宅介護

チ 介護老人福祉施設

ツ 介護老人保健施設

テ 介護医療院

(2) 介護職員 次に掲げるいずれにも該当する者をいう。

ア 介護サービス事業者との雇用契約に係る雇用開始日（以下「雇用開始日」という。）が、申請日の属する年度の4月1日以降（申請日の属する年度の前年度の3月2日から3月31日までの間に雇用開始となった場合は、申請日の属する年度の4月1日より雇用開始したものとみなす。）であること。ただし、過去にこの要綱による補助を受けている場合については、この限りでない。

イ 雇用開始日が属する年度から起算した補助を受けようとする月の属する年度の数
が4を超えないこと。

ウ 各月初日において、介護サービス事業所で介護職員又は訪問介護員として従事していること並びに従事している介護サービス事業所を適用事業所とする社会保険の被保険者であること（以下「常勤」という。）。

エ 各月初日において、宿舍の所在地がその者の住民票の住所として記録されていること。

オ イに規定する期間を除き、過去にこの要綱による補助を受けたことがないこと。

カ 雇用開始日前1年以内に他の介護サービス事業者が運営する市内の介護サービス事業所において、常勤の介護職員又は訪問介護員としての勤務実績がないこと。

(3) 宿舍 介護サービス事業者が介護職員を居住させるために借り上げた住居のうち、次に掲げるいずれにも該当するものをいう。

ア 市内に所在していること。

イ 介護サービス事業者の代表者、役員、又はその利害関係者が所有するものではないこと。

ウ 介護職員と宿舍の使用に関する契約等を締結していること。

エ 介護職員が1名以上居住していること。

（補助対象者）

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）を受けることができる者は、介護サービス事業者とする。

2 補助金を受けることができる者は、市税に滞納がない者とする。なお、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象とする事業は、介護サービス事業者が介護職員を居住させるための宿舎に係る賃貸借契約を締結し、介護職員を宿舎に居住させる事業とする。

2 補助金の交付の対象となる前項に規定する事業の期間は、補助金の交付を受けようとする年度ごとに、当該年度の4月1日から翌年の3月末日までの期間のうち市長が認める期間とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1項の賃貸借契約に要する経費で、賃借料、共益費又は管理費、礼金、更新料その他市長が認める経費（以下「必要経費」という。）として介護サービス事業者が負担する経費とする。ただし、介護職員が必要経費を負担し、その全部又は一部を介護サービス事業者が負担する場合には、当該負担する額を補助対象経費とすることができる。

2 前項の礼金及び更新料については、賃貸借契約に係る期間の月数で除して得た額を、各月の補助対象経費に計上することができるものとする。

3 介護サービス事業者が、介護職員から宿舎使用料等を徴収している場合は、当該使用料等の額を必要経費から控除したものを補助対象経費とする。

4 補助対象経費は、1戸当たり月額50,000円を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 介護サービス事業者が補助金の交付の申請をしようとするときは、市長が定める期間内に、船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び条件)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が適正であるか審査し、適正と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- (1) 事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）、もしくは、事業を中止し、又は廃止をする場合には、市長の承認を得ること。
- (2) 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (3) 補助金の趣旨に鑑み、補助金により介護職員の給与の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動する場合については、この限りでない。

（交付決定の通知）

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びその条件を船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により第7条の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

（承認申請）

第11条 第8条第2項第1号の規定により承認を受けようとするときは、船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更等承認申請における手続）

第11条の2 第9条の規定は前条の申請を受け付けた場合について、準用する。

（実績報告）

第12条 申請者は、市長が定める期間内に、船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書（第4号様式）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

（額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、書類の審査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、

その旨を船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金確定通知書(第5号様式)により申請者に通知する。

(交付の時期等)

第14条 補助金は、第13条の規定により確定した額を交付決定に係る事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該事業の完了前に補助金の概算払をすることができる。

2 申請者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金概算払請求書(第6号様式)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 偽りその他不正の手段により補助金交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(留意事項)

第16条 介護サービス事業者は、介護職員が、雇用開始日から概ね3年以内に、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2項に規定する介護福祉士の資格を取得又は介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修若しくは同法第40条第2項第5号に規定する研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第21条第1項第3号に規定する知識及び技能の修得を含む。)を修了できるよう支援に努めなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付すべき額が確定した補助金に係る交付の請求については、
なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書

所在地 _____
事業者名 _____
代表者職・氏名 _____

船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 金 _____ 円
- 2 船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金事業計画書(別紙1)
- 3 船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要件等確認書(別紙2)
- 4 添付資料
 - (1)宿舎に係る賃貸借契約書の写し
 - (2)介護職員の雇用を証する書類の写し
 - (3)(有資格者の場合)介護職員の資格を証する書類の写し
 - (4)介護職員の住民票の写し
 - (5)介護サービス事業者と介護職員が締結した宿舎に係る契約書等の写し
 - (6)その他市長が必要と認める書類

船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金事業計画書

介護サービス事業者名

住所（建物名・部屋番号まで記入）

戸申請のうち

戸目

対象の介護職員			補助額計算の内訳														
	介護職員氏名		種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
1人目	介護職員氏名		賃借料 (A)														
	雇用開始日	年 月 日															
	補助開始月	年 月															
	宿舎使用料	円															
2人目	介護職員氏名		共益費・管理費 (B)														
	雇用開始日	年 月 日															
	補助開始月	年 月															
	宿舎使用料	円															
3人目	介護職員氏名		礼金・更新料※1 (C)														
	雇用開始日	年 月 日															
	補助開始月	年 月															
	宿舎使用料	円															
	宿舎使用料※2 (D)																
	計 (E)=(A)+(B)+(C)+(D)																
	補助対象経費(a) (E)と50,000円の うち低い額																
	補助金額 (b)=(a)×1/2																

※1 礼金・更新料は、賃貸借契約に係る期間の月数で除して得た額を記載。

※2 宿舎使用料は、宿舎の入居者全員（同居人がいる場合は同居人も含める）から徴収している宿舎使用料の合計を記載。

別紙2

船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要件等確認書

甲と乙は、以下の当該補助金の交付要件等を確認した。

- 1 乙にかかる宿舎の住所（建物名、部屋番号含む）

- 2 甲は、乙が要綱第2条に定める介護職員の要件のいずれにも該当することを確認した。
- 3 甲は、要綱第16条の定めに従い、当該補助金の交付期間において、乙の資格取得又は研修の修了の支援に努める。

年 月 日

甲 所在地
事業者名
代表者職・氏名 印

乙 氏名 印

（乙は、直筆署名の場合押印不要）

(第2号様式)

船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定通知書

申請者 様

第 年 月 日 号

船橋市長

年 月 日に申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助年度	年度
決定の内容	当初・変更・中止・廃止
交付決定額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を得ること。2 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を得ること。3 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。4 補助金の趣旨に鑑み、補助金により介護職員の給与の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動する場合には、この限りでない。

上記決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

(第3号様式)

船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
事業者名
代表者職・氏名

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 年度船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金について、当該事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第11条の規定により承認を申請します。

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

(第4号様式)

年 月 日

船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書

船橋市長 あて

所 在 地 _____
事 業 者 名 _____
代 表 者 職 ・ 氏 名 _____

年 月 日付け第 _____ 号で交付決定のあった _____ 年度船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金について、当該事業を完了したので、船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

交付決定額(A)	
補助金所要額(B)	
補助金受入済額(C)	
補助金精算額 (A)と(B)を比べて小さい方－(C)	

- 1 船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金事業報告書(別紙3)
- 2 添付資料
 - (1)介護職員の給与明細書又は賃金台帳の写し
 - (2)その他市長が必要と認める書類

補助金振込先

預 金 種 別	
振 込 先	
振 込 口 座 番 号	
名 義 人	

船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金事業報告書

介護サービス事業者名

住所（建物名・部屋番号まで記入）

戸申請のうち

戸目

対象の介護職員			補助額計算の内訳															
1人目	介護職員氏名		種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
		雇用開始日	年 月 日	賃借料 (A)														
	補助開始月	年 月																
	宿舎使用料	円	共益費・管理費 (B)															
2人目	介護職員氏名			礼金・更新料※1 (C)														
	雇用開始日	年 月 日																
	補助開始月	年 月																
	宿舎使用料	円	宿舎使用料※2 (D)															
3人目	介護職員氏名			計 (E)=(A)+(B)+(C)-(D)														
	雇用開始日	年 月 日																
	補助開始月	年 月																
	宿舎使用料	円	補助対象経費(a) (E)と50,000円の うち低い額															
			補助金額 (b)=(a)×1/2															

※1 礼金・更新料は、賃貸借契約に係る期間の月数で除して得た額を記載。

※2 宿舎使用料は、宿舎の入居者全員（同居者がいる場合は同居人も含める）から徴収している宿舎使用料の合計を記載。

(第5号様式)

船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金確定通知書

第 年 月 日
第 号

所在地
事業者名
代表者職・氏名

様

船橋市長



年 月 日付けで実績報告のあった事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、通知します。

交付決定年月日	年 月 日	番 号	第 号
補助年度	年度		
交付決定額	円		
補助金所要額	円		
交付確定額	円		
補助金支払済額	円		
補助金精算額	円		

(第6号様式)

船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
事業者名
代表者職・氏名

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 年度船橋市介護職員宿舎
借り上げ支援事業補助金について、船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱
第14条第2項の規定により、次のとおり概算払されるよう請求します。

請求金額 金 円

預金種別	
振込先	
振込口座番号	
名義人	